

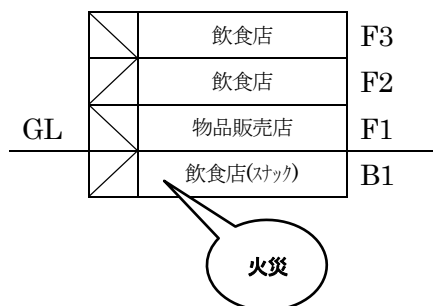
違反是正事例（事例1－1）

テーマ < 火災発生対象物に対する違反処理 平成17年 >

- ▶ スナックの厨房設備の火災を契機として、再出火の危険を排除するため、改修までの間、当該設備の使用を禁じた事例。

防火対象物の概要

- (1) 用途 複合用途（16項イ）
- (2) 構造・規模 耐火造 地上3階 地下1階 屋内1階段
建築面積 80㎡ 延べ面積 320㎡



違反処理の概要

(1) 違反覚知の端緒

平成17年10月15日夜、上記防火対象物地下1階のスナックで、厨房設備の取り扱い不適(油の過熱)から出火、天井の一部及びフキンを焼損した火災が発生した。

翌朝、火災調査を行ったところ、厨房設備側方の保有距離が不足しており、この部分に面する壁体に激しい炭化がみられ、厨房設備を使用すると、炭化した部分がすぐに発火する状態であった。

このことから火災調査後、即、立入検査に移行し、消防法第5条の2に基づく使用停止命令を発動すべく、違反調査に着手した。

(2) 違反調査の実施

ア 名宛人の特定

次のことから、建物所有者及びスナック経営者の双方を名宛人とする事とした。その後、直ちに建物の登記事項証明書及び住民票を取り寄せ、所在地等の確認を行った。

(ア) 建物所有者（賃貸人）

炭化した壁体は建物の構造部分であり、飲食店を予定して賃貸する以上建物構造に瑕疵があれば所有者として補修し、損害の発生を防止する責務があること。

(イ) スナック経営者（賃借人）

賃借人は、厨房設備を占有するとともに、管理や操作等、直接的な支配を及ぼしていること。

イ 使用停止命令の対象範囲

当該スナックの厨房設備を使用停止命令の対象範囲とした。

(3) 違反処理の経過

ア 命令書の交付

平成17年10月16日夕、建物所有者及び賃借人であるスナック経営者を任意に来署させ、命令書を交付した。

[命令事項]

地下1階「スナック〇〇」の厨房設備側部壁体に防火上安全な措置が講じられるまでの間、当該厨房設備を使用しないこと。

[命令理由]

地下1階「スナック〇〇」の厨房設備側部壁体部分が縦20センチメートル横約40センチメートルにわたり炭化している事実。防火上安全な措置が講ぜられないまま、当該厨房設備の使用を継続することは、火災の予防に危険であると認めること。

イ 違反の改修

命令後、スナックは厨房設備を使用しないで営業していたが、平成17年10月24日、スナック経営者が来署し、「命令書の内容は直したので、厨房設備を使わせて欲しい」との改修結果報告があり、同日、現場に出向し壁体部分の改修を確認した。

(事例 1 - 1) グループ検討

テーマ < 火災発生対象物に対する違反処理 平成17年 >

1. 初動措置対応について

火災後の火災調査で、火災予防上の視点から問題提起され、その後に違反調査の実施に着手していますが、これらの火災調査・違反調査の流れを所属本部の現状からみて、どのようにとらえますか。

2. 違反調査の活動要領

火災調査現場から、「厨房設備付近の炭化」が見分されるとの報告を受けた後に、どのような違反調査を具体的に進めるか、検討してください。

3. 適用法令の判定

消防法第5条の2により違反処理を進めましたが、消防法第5条の3の適用はどうですか。また、消防法第5条の適用はどうか、考えてください。

4. 名宛人の特定

名宛人を2名としていますが、このことについて検討してください。
また、厨房設備の改修を考える際に、名宛人の考え方や特定方法を整理してください。

アドバイザーが付加提示した課題の検討及びその他、グループで意見が出た内容

(次ページは違反処理標準マニュアルに示す命令書です。)

(参考) 違反処理標準マニュアル

〔作成例⑩「使用禁止命令(その1)」〕

〇 〇 〇 第 〇 〇 号
平成 〇 〇 年 〇 〇 月 〇 〇 日

〇 県 〇 〇 市 〇 〇 町 〇 〇 丁目 〇 番 〇 号
株式会社 〇 〇 〇 〇
代表取締役 〇 〇 〇 〇 殿

〇 〇 市 消防本部
〇 〇 消防署長 〇 〇 〇 〇 印

命 令 書

所 在 〇 〇 県 〇 〇 市 〇 〇 町 〇 〇 丁目 〇 番 〇 号
名 称 〇 〇 〇 ビル
用 途 〇 〇 〇

上記防火対象物は、火災の予防に危険であると認めるので、消防法第5条の2第1項第2号の規定により下記のとおり命令する。

なお、本命令に従わない場合は、消防法第39条の2の2第1項の規定により処罰されることがある。

記

1 命令事項

1階厨房の西側ドロップイン式コンロに面する壁面部分の防火上安全な措置を講じるとともに、当該措置が講じられるまでの間、当該コンロの使用を禁止すること。

2 命令の理由

1階厨房の西側ドロップイン式コンロに面する木造壁面部分が縦約30センチメートル横約45センチメートルにわたり炭化していること。防火上安全な措置が講ぜられないまま、当該ドロップイン式コンロの使用を継続することは、火災の予防に危険であると認める。

教 示

この命令に不服のある場合は、命令を受けた日の翌日から起算して30日以内に〇〇市長に対して審査請求をすることができる。

また、この命令については、命令を受けた日の翌日から起算して30日以内に〇〇市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる（訴訟において〇〇市を代表する者は〇〇市長となる。）。

なお、この命令について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決を受けた日の翌日から起算して30日以内に〇〇市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる。